

## 県と市町村との総合教育懇談会開催要綱

### (目的)

第1条 知事、県教育委員会、市町村長、市町村教育委員会が本県教育の課題及び目指す姿について共通の認識を持ち、連携して効果的に長野県教育行政を推進していくため、県と市町村との総合教育懇談会（以下「総合教育懇談会」という。）を開催する。

### (構成員及び運営)

第2条 総合教育懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 知事及び長野県教育委員会教育長
- (2) 長野県市長会が推薦する市長
- (3) 長野県町村会が推薦する町村長
- (4) 市町村教育委員会連絡協議会が推薦する市町村教育委員会の教育長

2 知事は関係部長等を、長野県教育委員会教育長は長野県教育委員及び関係部長等を必要に応じて、総合教育懇談会に出席させることができる。

### (会議の公開)

第3条 会議は原則、公開するものとする。

### (事務局)

第4条 総合教育懇談会の事務局を長野県教育委員会事務局教育政策課に置く。

### (補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は平成28年11月21日から施行する。

この要綱は令和4年3月2日から施行する。

## 県と市町村との総合教育懇談会開催要領

県と市町村との総合教育懇談会開催要綱第2条第1項第2号、第3号及び第4号において、団体から推薦を受ける人員の数は下記のとおりとする。

### 記

団体名	推薦を受ける者の数
長野県市長会	2名
長野県町村会	2名
市町村教育委員会連絡協議会	市教育長 2名 町村教育長 2名

### 附 則

この要領は平成28年11月21日から施行する。

この要領は令和4年3月2日から施行する。